

平成31年度事業計画書  
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 事業の概要

前年度に引き続き、定款第4条第1項に従って、日本国民で東京都内の大学に在学している学生で、学業が熱心で人物が優秀かつ健康であるにもかかわらず、経済的理由により修学の継続が困難な者を、大学を通じて募集し、推薦があった候補から本会の奨学生選考委員会の審査を経て奨学金給付者を決定し、奨学金を給付します。

新規の奨学生数は、東京海洋大学海洋工学部の学部及び大学院修士の1年生各5名、合計10名とします。

2. 事業の内容

1) 奨学生の給付対象及び給付金額

学部	1年生	5名(新規)	年額1名当り36万円	計	180万円
学部	2年生	15名(継続)	年額1名当り36万円	計	540万円
学部	3年生	15名(継続)	年額1名当り36万円	計	540万円
学部	4年生	15名(継続)	年額1名当り36万円	計	540万円
修士	1年生	5名(新規)	年額1名当り36万円	計	180万円
修士	2年生	15名(継続)	年額1名当り36万円	計	540万円

合計70名(昨年度90名) 合計額2,520万円(昨年度3,144万円)

2) 奨学生の選考時期及び伝達方法

本年度に大学から推薦を受けた奨学対象学生の審査のために、奨学生選考委員会を2019年6月中に開催し、給付者を決定します。採用決定の結果は、大学長を経由して、本人に通知します。

3) 奨学生の補導

本会と奨学生及び奨学生相互の交流のため、平成31年度(第25回)の懇話会を2020年3月の学期末休み中に奨学生選考委員会の主導の下に実施します。

3. その他

1) 役員等に役割に応じた適切な報酬を支給します。

2) 職員の雇用を進めます。

3) 事務作業の円滑化のために、前年度に引き続き事務業務の委託契約を結びます。

4) 法律問題に適切に対処するために、前年度に引き続き法律顧問の委託契約を結びます。